



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

391	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
392	令和8年度狩猟免許試験の実施	(鳥獣害対策課).....	1
393	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
394	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
395	保安林予定森林	(").....	3
396	〃	(").....	4
397	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4

○ 正誤

	令和8年3月27日付け和歌山県報第704号和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号中	5
--	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010300048	TMAライフ	紀の川市下井阪字牛神369-1	就労継続支援A型	株式会社TMAライフ	和歌山市下町1番地1F	令和8.4.17

和歌山県告示第392号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和8年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月12日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月12日	日	正午	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629
7月12日	日	正午	那智勝浦町教育センター	東牟婁郡那智勝浦町大字二河75
8月23日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月23日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 眼鏡等の視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に持参又は郵送により申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円

とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

(5) 住所地を確認できる書類（住民票、運転免許証等の公的機関が発行したものに限る。）

持参による申込みをする場合にあつては住所地を確認できる書類を申込み時に提示し、郵送による申込みをする場合にあつては住所地を確認できる書類の写しを同封すること。

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とし、郵送による申込みをする場合にあつては当該期間内に必着するように行わなければならない。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月12日（日）に実施する試験については、6月1日（月）から同月19日（金）まで

(2) 8月23日（日）に実施する試験については、7月13日（月）から同月31日（金）まで

9 その他

(1) 会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。

(2) 狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第393号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県農林水産部森林林業局林業振興課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/d00155448.html>）から閲覧することができる。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 解除に係る保安林の所在場所 御坊市熊野字柳谷1136の37、1136の38

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第395号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字宮ノ下185の1、185の3、字宮ノ上223の1、247、字登尾255、259、288、297の3、字柿裕307、309、310の2、字高時343、字トチウ347、362、367、字栖ノ又369の1、379の1、381、382の2、382の3、

382の5、389の2、393、字岡垣内414、字岩脇435

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第396号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字平畑619の2、624の2、625

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平畑624の2・625(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第397号

令和8年和歌山県告示第48号(以下「告示第48号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年4月21日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

神前和平

玉置弥左エ門

玉置久助

高垣覺十郎

黒田惣次郎
久保タカ
久保常助
久保健助
奥村織之助
赤石尚市
鈴村嘉助
久保悦之助
梅林林松
立花直次郎
五味田弥吉
古田市三郎
三笹善松
久保田勝太郎
向田安右衛門
久保田仙助
神前勇次郎
久保重三郎
小川弥四郎
久保田清太郎
廣本光之助
玉置政雄
田野岡博秀
神前クスエ
井畑多喜男
久保田徳松
三笹仁吉
久保清次郎
久保田増蔵
広本惣五郎
久保芳若
久保彦次郎
久保定五郎
杉本栄治
神前勇次郎
鈴木友吉

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第48号のとおり

正 誤

正 誤

令和8年3月27日付け和歌山県報第704号和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号中

ページ	誤	正
4	令和7年6月2日	令和7年5月30日